

令和6年3月27日(水) 15:00

- ○行政処分に関するお問い合わせ先 介護高齢課居宅サービス係(内線2575)TEL 027-226-2574
- ○監査に関するお問い合わせ先監査指導課監査指導第二係(内線2554)TEL 027-226-2554

介護保険事業者の行政処分について

このたび、下記の事業者が運営する指定通所介護事業所に対し、次のとおり介護保険法 第77条第1項による行政処分を行いました。

1 対象事業者、事業所・処分内容

東米老の女が	世士会社ノニッカルコ、ピル、シュン/
事業者の名称	株式会社メディカルコーポレーション
事業者の住所	佐波郡玉村町大字板井31番地2号
事業所の名称	くつろぎの家ハッピー園
事業所所在地	佐波郡玉村町大字板井31番地2号
サービスの種類	指定通所介護
指定年月日	平成22年3月1日
事業所番号	1072800640
処分内容	指定の一部の効力停止 (3か月、介護報酬上限7割)
申し渡し日	令和6年3月27日
効力発生日	令和6年4月1日

2 処分の理由

不正請求額(概算) 1,788,097円

(1) 不正請求 【介護保険法第77条第1項第6号該当】

看護職員の勤務表を捏造し、介護給付費を不正に請求し受領した。

・不正請求期間 令和5年9月分(1か月)

·不正請求額 計1,788,097円

・対象となる利用者数 26人(実利用者数)

・不正請求件数 26件(レセプト件数)

- (2) 不正不当【介護保険法第77条第1項第11号該当】
 - ○不正請求を隠蔽する行為

県に対して、看護職員を配置したとする虚偽の勤務表を提示した。